

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月17日
【届出者の氏名又は名称】	伊藤忠リテールインベストメント合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区北青山二丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目5番1号
【電話番号】	(03)3497-4876
【事務連絡者氏名】	職務執行者 細見 研介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	伊藤忠リテールインベストメント合同会社 (東京都港区北青山二丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、伊藤忠リテールインベストメント合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主な目的として、平成30年6月1日に設立された合同会社であり、本書提出日現在、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が、公開買付者の持分の全てを保有しております。本書提出日現在、公開買付者は東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）及び名古屋証券取引所市場第一部（以下「名証一部」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を保有しておりませんが、公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、本書提出日現在、対象者株式52,507,296株（所有割合（注1）：41.50%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じです。））を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が平成30年7月12日に公表した「平成31年2月期第1四半期 決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された平成30年5月31日現在の発行済株式総数（126,712,313株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（179,570株）を控除した株式数（126,532,743株）に対する割合をいいます。

公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事が、平成30年4月19日付開示「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社株式（証券コード：8028）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において公表しておりましたとおり、伊藤忠商事は、平成30年4月19日開催の取締役会において、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とすることを目的として、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、対象者に関する未公表の重要事実（法第166条第2項に定める重要事実をいいます。）又は公開買付け等事実（法第167条第2項に定める事実をいいます。）が存在しないこと、及び、対象者又はその子会社若しくは関連会社の事業、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー又はこれらの見通しに重大な悪影響を与える可能性のある事由が生じておらず、かつ、国内外の株式市場その他の市場環境、金融環境若しくは経済環境に重大な変化が生じていないことを本公開買付け開始の前提条件として、同社の完全子会社をして、対象者株式を対象とする本公開買付けを実施させることを決議しておりました。

今般、公開買付者は、下記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、待機期間が経過したことを受けて、本公開買付け開始の前提条件がいずれも充足されていることを確認し、本公開買付けを平成30年7月17日より開始することを決定致しました。

本書提出日現在、対象者株式は東証一部及び名証一部に上場されておりますが、公開買付者及び伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおいては、10,880,400株（注2）を買付予定数の上限としております。公開買付者が本公開買付けにより対象者株式10,880,400株を取得した場合、伊藤忠商事は公開買付者とあわせて、対象者の総株主の議決権の数（注3）の過半数を保有することになります。本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（10,880,400株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,880,400株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2） 買付予定数の上限（10,880,400株）は、63,387,696株（これは、対象者第1四半期決算短信に記載された平成30年5月31日現在の発行済株式総数（126,712,313株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（179,570株）を控除した株式数（126,532,743株）に対して、50.10%に相当する数です。）から、本書提出日現在、伊藤忠商事が所有する対象者株式の数（52,507,296株）を控除した株式数です。

(注3) 対象者が平成30年7月13日に提出した第38期第1四半期報告書に記載された平成30年5月31日現在の総株主の議決権の数をいいます。

また、対象者が平成30年7月13日付で公表した「伊藤忠商事株式会社の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者開示」といいます。)によれば、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること、及び平成30年4月19日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成30年7月13日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の意思決定の過程の詳細については、対象者開示及び下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

なお、上記の対象者の取締役会決議は、対象者開示及び下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の根拠及び理由に基づき、下記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」に記載の方法により決議されているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、昭和25年7月に大阪証券取引所及び東京証券取引所に株式を上場しております。伊藤忠商事は、伊藤忠商事並びにその連結子会社206社及び対象者を含む持分法適用関連会社93社(平成30年6月30日現在)から成る企業グループ(以下「伊藤忠商事グループ」といいます。)を構成しており、国内外のネットワークを通じて、繊維カンパニー、機械カンパニー、金属カンパニー、エネルギー・化学品カンパニー、食料カンパニー、住生活カンパニー、情報・金融カンパニーがそれぞれ人々の暮らしを支えるさまざまな商品やサービスを提供するため、原料等の川上から小売等の川下までを包括的に事業領域とし、多角的なビジネスを展開しております。伊藤忠商事は、食料カンパニーを中心として、コンビニエンスストア「ファミリーマート」と協働し、原料調達のスキーム設計から、商品開発、製造・加工、更には容器・包装資材の調達等も含め、店頭商品が並ぶまでの食料バリューチェーンを最適な形にコーディネートしています。

一方、対象者は、昭和62年12月に東京証券取引所に株式を上場しております。平成28年9月に、ユニーグループ・ホールディングス株式会社(以下「ユニーグループ・ホールディングス」といいます。)との間で、対象者を存続会社とする吸収合併による経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を行い、純粋持株会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社へ移行しております。対象者は、対象者、子会社35社、関連会社及び共同支配企業27社の計63社(平成30年5月31日現在)から成る企業グループを構成しており、株式会社ファミリーマート(以下「ファミリーマート」といいます。)を主力としたコンビニエンスストア事業(以下「CVS事業」といいます。)、ユニー株式会社(以下「ユニー」といいます。)を主力とした総合小売事業(以下「GMS事業」といいます。)及びその周辺事業を展開しております。

公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事は、その連結子会社であったファミリーコーポレーション株式会社(以下「ファミリーコーポレーション」といいます。) (注1)が、平成10年2月に対象者(本経営統合前の対象者である、旧・株式会社ファミリーマート、以下「旧・ファミリーマート」といいます。)の株式28,620,000株(当時の総株主の議決権の数に対する割合にして29.74%)を取得して旧・ファミリーマートの筆頭株主となり、旧・ファミリーマートが伊藤忠商事の持分法適用関連会社となって以来、効率的な物流運営・商品開発等、さまざまな分野で旧・ファミリーマートとの取り組みを推進してきました。ファミリーコーポレーションは、その後、市場取得等により旧・ファミリーマートの株式29,941,200株(当時の総株主の議決権の数に対する割合にして31.46%)を保有するに至り、平成21年9月には、伊藤忠商事が、旧・ファミリーマート株式を直接に保有することによって同社との連携を密にすることを目的として、ファミリーコーポレーションより、同社の保有する旧・ファミリーマート株式の全て(29,941,200株(当時の総株主の議決権の数に対する割合にして31.46%))を取得し、旧・ファミリーマートの筆頭株主となりました。平成21年9月時点で、伊藤忠商事及びその子会社が保有する旧・ファミリーマート株式の合計は、30,022,508株(当時の総株主の議決権の数に対する割合にして31.55%)となりました。その後も、伊藤忠商事は、主に市場買付けにより対象者(本経営統合前においては旧・ファミリーマートを指します。)株式を取得し(注2)、本書提出日現在において、対象者(注3)株式52,507,296株(所有割合41.50%)を保有するに至っており、伊藤忠商事及びその子会社の合計で対象者株式52,753,501株(所有割合41.69%)を保有しております。このような資本関係を背景に、伊藤忠商事と対象者は、対象者のCVS事業における、伊藤忠商事グループ各社との商流取引の見直しを通じた収益拡大の取り

組みや、GMS事業における、伊藤忠商事グループの経営基盤を活用した商品・物流の両面での収益拡大の取り組みを通じて、両者間での関係強化を推進しております。

- (注1) ファミリーコーポレーションは、当時伊藤忠商事の連結子会社であった西野商事株式会社(以下「西野商事」といいます。)の子会社として昭和63年3月31日に設立された食品関連の物流業務受託及びセンター運営業を営む会社であり、平成10年2月に株式会社西友及びそのグループ会社から旧・ファミリーマート株式28,620,000株(当時の総株主の議決権の数に対する割合にして29.74%)を取得致しました。伊藤忠商事は、平成14年9月18日付で、西野商事が保有していたファミリーコーポレーションの株式(同社の発行済株式総数の約95%)を取得し、同社を直接保有の子会社としております。ファミリーコーポレーションは、上記のとおり平成10年2月に旧・ファミリーマート株式を取得して以降、伊藤忠商事の連結子会社として、旧・ファミリーマートより物流業務を受託しておりましたが、平成23年3月に、伊藤忠商事の連結子会社であった株式会社日本アクセスを吸収合併存続会社、ファミリーコーポレーションを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより解散しております。
- (注2) 伊藤忠商事は、平成26年7月7日から同年12月19日、平成28年2月5日から同年5月24日、平成28年10月20日から平成29年5月25日、平成29年10月13日から平成30年2月6日、平成30年2月7日から同年4月19日の各期間において、市場内で対象者株式を取得しております。市場買付けによる取得のほか、伊藤忠商事は、本経営統合に係る吸収合併に際して、ユニーグループ・ホールディングスの株主として、対象者株式964,896株(平成28年11月当時の所有割合0.76%)の割当てを受けております。平成28年11月当時の所有割合とは、対象者が平成29年1月10日に公表した「平成29年2月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成28年11月30日現在の発行済株式総数(126,712,313株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(68,506株)を控除した株式数(126,643,807株)に対する割合をいいます。
- (注3) 旧・ファミリーマートは、本経営統合に伴い、現在の対象者の商号である、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に商号変更しております。

一方で、近年、我が国の小売業界においては、総人口の減少による市場規模の縮小や、Eコマースの市場規模の拡大を含めた業態を超えた競争環境の激化、消費者の低価格志向の継続、店舗や物流における人手不足等により、厳しい経営環境が続いており、また、消費者ニーズの多様化や選別消費の傾向がますます強まっております。

対象者においては、GMS事業では平成29年8月31日の株式会社ドンキホーテホールディングスとの資本・業務提携により業態変更・改革を推し進めており、CVS事業では、平成30年11月には「サークルKサンクス」の「ファミリーマート」へのブランド転換が完了する目途が付いた状況ではありますが、上記の環境の中、近年対象者を取り巻く経営環境は加速度的に変化しております。とりわけ、小売業界における業態間の垣根を越えた競争は激化の一途をたどっており、対象者が今後の持続的な成長を目指すためには、自らが有する顧客基盤を活用して消費者ニーズを一層的に捉え、魅力ある商品・サービスを提供するだけでなく、より高度に効率化された経営を推進していくことが必要不可欠となっております。他方で、伊藤忠商事についても、第4次産業革命とも言われる技術革新により、商社のビジネスモデルは大きく変化しており、伊藤忠商事の強みである生活消費関連においても、コンビニエンスストアのみならず、従来型のバリューチェーンを進化させる必要性を強く認識しております。従来のBtoBを中心とした商社のビジネスモデルのみに依拠するのではなく、顧客接点を拡大し、そこから得られるデータをビジネスに直結させていくことが必要不可欠となっております。

このような環境下、伊藤忠商事は、対象者の持続的な成長を実現するためには、対象者の商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、対象者の事業基盤をより一層強化することが不可欠であるとの認識を有しておりました。そして、平成30年2月下旬には、上記のような目標を達成するためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、平成30年2月下旬に、対象者に対し、両者の連携強化のための公開買付けによる連結子会社化の検討を打診致しました。

その後、伊藤忠商事は、平成30年3月下旬から同年4月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、平成30年4月上旬には、伊藤忠商事及び対象者は、伊藤忠商事が対象者を連結子会社とすることによって、以下のような取り組みや効果を期待することができ、対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるのみならず、伊藤忠商事グループの事業領域である生活消費関連における従来型のバリューチェーンに変革をもたらすことができる可能性があることから、伊藤忠商事グループの企業価値向上をも図ることが可能であるとの認識を共有するに至りました。

・伊藤忠商事グループの総合力を活用した対象者の事業基盤の強化

伊藤忠商事は、従前から、伊藤忠商事グループのネットワーク、リソースの積極活用による対象者との事業基盤強化に注力して参りましたが、上述の競争環境の激化、経営環境の変化に対して、より一層のスピード感をもって対応すべく、対象者を連結子会社とすることを通じて、コンビニエンスストア業態における従前の原材料調達や製造・中間流通の合理化のみならず、金融・サービス・情報ビジネスの開発・促進、新技術・次世代技術を活用したサプライチェーンの最適化・効率化やコスト削減、今後市場の更なる成長が見込まれるアジアをはじめとする海外事業強化等を含む、次世代化に向けた業態進化の取り組みを対象者と伊藤忠商事グループとがより一層一体になって推進することが不可欠であると考えております。とりわけ、電子マネー、クレジット、ポイント、ID等を含む金融事業（フィンテック（注））の開発、海外事業強化の2点に関しては、伊藤忠商事グループの人的リソース活用、伊藤忠商事グループ及び伊藤忠商事グループのアライアンス先、関係先との連携等を更に強化したいとの対象者からの要請が多くなってきており、対象者を連結子会社とすることにより、これらのニーズに伊藤忠商事グループが一層機動的かつ柔軟に応じることが可能な体制を確立することが重要になっていると考えております。加えて、Eコマースリテールビジネスにおいても、データとテクノロジーの活用により消費者ニーズに即した商品・サービスを提供すべく、今後、リアルとインターネットの融合やバリューチェーンのデジタル化を推進するために、伊藤忠商事グループの総合力を集め、成長基盤を整備、構築して参ります。

・伊藤忠商事グループにおける事業展開の促進

伊藤忠商事グループの最大の顧客接点である対象者において、伊藤忠商事グループ及び伊藤忠商事グループのアライアンス先、関係先のあらゆる新技術・新サービスを積極的に導入し業態の次世代化を推進することで、伊藤忠商事グループ全体に新たなビジネスモデルを波及・横展開させることが可能になると考えております。対象者を伊藤忠商事グループのデジタル化対応におけるグループ戦略の柱と位置づけ、共通プラットフォーム基盤を構築していきます。

具体的には、対象者において、新技術を活用し従来型サプライチェーンを次世代型に進化させることで、マーケティングの高度化、生産・在庫・配送の最適化・効率化、店舗運営の効率化等を実現し、そこで得た経験・知見を伊藤忠商事グループの他のビジネスモデルへ応用していきます。

伊藤忠商事グループは情報産業分野においてAIやIoTなど最新のIT技術面において貢献が見込まれる伊藤忠テクノソリューションズ株式会社等の有力な事業会社群を擁していること、また、中国・アジア地域においては、金融事業をはじめとする多角的な事業展開を行っている中国のCITIC Limitedや、食料分野に強みを有するタイのCharoen Pokphand Group Company Limitedといった有力な戦略的提携先を有していることから、国内外のグループ会社・提携先との間で一層の連携を図ることで、日本のみならず、今後ますます成長が期待される中国・アジア地域においても、デジタル新技術の活用等によって従来型の業態に革新をもたらす取り組みを展開・推進することが可能となると考えております。

（注） フィンテックとは、情報技術を駆使した金融サービスの創出のことを意味します。

伊藤忠商事及び対象者は、上記のような取り組み、効果を早期に実現することでシナジー効果を更に発揮し、両者の企業価値向上を図るためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、伊藤忠商事は、平成30年4月19日開催の取締役会において、公開買付者を通じて対象者を連結子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施することを決議致しました。

その後、公開買付者は、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、待機期間が経過したことを受けて、本公開買付け開始の前提条件がいずれも充足されていることを確認し、本公開買付けを平成30年7月17日より開始することを決定致しました。

今後も、伊藤忠商事グループは、対象者の課題解決・次世代化に一体となって取り組んで参りますが、「店舗オペレーションといった小売業の本質部分は商社の発想では難しい」という伊藤忠商事が従来から有する観点から、本公開買付けの成立後においても、店舗オペレーションといった小売業の本質部分についてはファミリーマート、ユニーという「小売業のプロフェッショナル」に任せ、経営の独立性を尊重する考え方に変更はありません。伊藤忠商事グループは、対象者における日々の店舗オペレーションを支えるべく、その人的リソースを含む経営資源、提携先・顧客との密接なつながり、これまでの多角的な事業展開により培ったノウハウを対象者との間において密に有効活用することにより、金融事業（フィンテック）分野や情報産業分野の技術を活用した新たな機能やサービスの開発・実現による業態の進化、効率化等を促進して参ります。また、財務指標等に関しては、全社ベース・ターゲットを遵守して管理していくとともに、本公開買付けに伴う定量的・定性的な効果については、中期的に実現させて参ります。

なお、対象者開示によれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、伊藤忠商事が対象者の筆頭株主となった平成21年9月以降、伊藤忠商事との間で、対象者のC V S事業における、伊藤忠商事グループ各社との商流取引の見直しを通じた収益拡大の取り組みや、G M S事業における、伊藤忠商事グループの経営基盤を活用した商品・物流の両面での収益拡大の取り組みを通じて、両者間での関係強化を推進してきたとのことです。その上で、近年の加速度的に変化する小売業界の経営環境に鑑みると、対象者の持続的な成長を実現するためには、その商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、事業基盤をより一層強化することが不可欠であり、そのために、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であり、それによって対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるという結論に至ったとのことです。

以上のことから、平成30年4月19日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに対象者が本公開買付けに関してS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）より平成30年4月18日付で取得した株式価値算定書（以下「平成30年4月18日付対象者株式価値算定書」といいます。）のほか、平成30年4月19日付対象者開示「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表後において取得する対象者株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付け価格がS M B C日興証券より取得した平成30年4月18日付対象者株式価値算定書における市場株価法による評価額レンジの上限値を上回り、かつディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）による評価額レンジの範囲内にあること及び本公開買付け価格は本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年4月18日の東証一部における対象者株式の終値10,020円に対して9.78%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアム又はディスカウントの数値（%）において同じです。）が付された価格であることを勘案すれば、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定としたとのことです。

その後、本公開買付けについて日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、かつ待機期間を経過したところ、本公開買付けの開始にあたっては、対象者の平成30年4月19日付開示「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表から3か月近くの期間が経過し、市場環境の変化等を考慮する必要があることから、対象者は、本公開買付け価格の合理性を改めて判断するため、再度、S M B C日興証券より平成30年7月12日付で株式価値算定書（以下「平成30年7月12日付対象者株式価値算定書」といいます。）を取得することとしたとのことです。

そして、今般、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付け価格は平成30年7月12日付対象者株式価値算定書における市場株価法の評価額レンジの下限値を下回っているものの、D C F法による評価額レンジの範囲内にあることに鑑みれば本公開買付け価格には一定の合理性があると考えられ、上記の本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること、及び平成30年4月19日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成30年7月13日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

当該取締役会の意思決定過程については、対象者開示及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」もご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び伊藤忠商事は、本公開買付け後も引き続き対象者の上場及びその経営の自主性を維持しながら連携を強化する方針です。また、本公開買付け後の対象者の経営体制・取締役会の構成については、役員派遣の有無その他の人事に関する事項を含め、現時点で決定している事項はなく、対象者の上場会社としての独立性を尊重した適切なガバナンスと、伊藤忠商事グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本公開買付け終了後に伊藤忠商事と対象者の間で協議して参ります。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者又は伊藤忠商事と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る合意その他の該当事項はありません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの実施を決定した平成30年4月19日現在及び本書提出日現在においても、対象者は伊藤忠商事の連結子会社ではなく、また、対象者の支配株主ではない者が公開買付者であるため、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者の完全親会社である伊藤忠商事が、本書提出日現在、対象者株式52,507,296株（所有割合41.50%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、並びに、本書提出日現在、対象者の取締役13名のうち高柳浩二氏、中山勇氏、中出邦弘氏、久保勲氏及び玉巻裕章氏並びに対象者の社外監査役である馬場康弘氏が伊藤忠商事を退社してから10年以内の出身者であることを考慮し、伊藤忠商事及び対象者は、これらの伊藤忠商事の出身者を本公開買付けについて利益相反のおそれがあるとして対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議並びに本公開買付けに関する伊藤忠商事との協議から除外すべきとは考えていないものの、慎重を期して、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づいております。

伊藤忠商事における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

伊藤忠商事は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関として、伊藤忠商事のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。なお、野村證券は、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、伊藤忠商事は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、伊藤忠商事は、野村證券から平成30年4月19日に株式価値算定書（以下「本買付者側株式価値算定書」といいます。）を取得しました。

本買付者側株式価値算定書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者開示によれば、対象者は、伊藤忠商事から提示された本公開買付価格に関する対象者における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、対象者、公開買付者及び伊藤忠商事から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成30年4月18日付対象者株式価値算定書及び平成30年7月12日付対象者株式価値算定書を取得しているとのことです。SMB C日興証券は、対象者、公開買付者及び伊藤忠商事の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMB C日興証券は、対象者からの依頼に基づき、対象者の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者株式の株式価値を算定したとのことです。なお、対象者は、SMB C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

平成30年4月19日付の本公開買付けの開始予定に係る対象者の意見表明に際して、SMB C日興証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前

提の下、市場株価法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者は、SMB C日興証券から平成30年4月18日付対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

平成30年4月18日付対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 8,216円～9,013円
DCF法 : 8,058円～12,935円

市場株価法では、基準日を平成30年4月18日として、対象者株式の東証一部における直近1ヶ月間の終値単純平均値9,013円(小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。)、直近3ヶ月間の終値単純平均値8,216円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を8,216円から9,013円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者に係る平成31年2月期から平成33年2月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成31年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を8,058円から12,935円までと分析しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成31年2月期の営業利益に関して、その他費用(閉鎖費用及び減損による処理費用)について、平成30年2月期実績に比し約343億円の減少が見込まれていること等により前年度比144.9%の増益が見込まれているとのことです。

また、平成30年7月13日付の本公開買付けの開始に係る対象者の意見表明に際して、SMB C日興証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて対象者株式の株式価値算定を行い、対象者は、SMB C日興証券から改めて平成30年7月12日付対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

平成30年7月12日付対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 11,251円～11,770円
DCF法 : 8,038円～12,931円

市場株価法では、基準日を平成30年7月12日として、対象者株式の東証一部における直近1ヶ月間の終値単純平均値11,770円、直近3ヶ月間の終値単純平均値11,251円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を11,251円から11,770円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者に係る平成31年2月期から平成33年2月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成31年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を8,038円から12,931円までと分析しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画は、平成30年4月18日付対象者株式価値算定書において使用されたものと同じ事業計画が採用されているとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者開示によれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けているとのことです。

対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見

対象者開示によれば、対象者は、SMB C日興証券から取得した平成30年4月18日付対象者株式価値算定書の内容及び森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、近年の加速度的に変化する小売業界の経営環境に鑑みると、対象者の持続的な成長を実現するためには、その商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することで、事業基盤をより一層強化することが不可欠であり、そのためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であり、それによ

て対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるとの判断に至ったことから、平成30年4月19日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに対象者が本公開買付けに関して平成30年4月18日付対象者株式価値算定書のほかに、平成30年4月19日付対象者開示「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表後において取得する対象者株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして本公開買付け価格が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付け価格がS M B C日興証券より取得した平成30年4月18日付対象者株式価値算定書における市場株価法による評価額レンジの上限値を上回り、かつD C F法による評価額レンジの範囲内にあること及び本公開買付け価格は本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年4月18日の東証一部における対象者株式の終値10,020円に対して9.78%のプレミアムが付された価格であることを勘案すれば、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定としたとのことです。

上記取締役会決議は、対象者の当時の取締役10名（うち社外取締役2名）の全員が参加し、取締役全員の一致により決議されているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の当時の監査役5名（うち社外監査役4名）の全員が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

そして、今般、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること（詳細は、対象者開示及び上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）、及び平成30年4月19日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成30年7月13日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。上記取締役会決議は、対象者の取締役13名（うち社外取締役2名）全員の一致により決議されているとのことです。また、対象者の監査役5名（うち社外監査役4名）全員より、上記決議に異議がない旨の意見が述べられているとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

伊藤忠商事は、上記のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が保有する対象者株式に係る議決権とあわせて対象者の総株主の議決権の数の過半数を保有し、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とする予定です。その目的を達するに至らなかった場合は、市場動向等に照らし、市場取引等の方法により対象者を連結子会社とするために合理的に必要と考えられる範囲で対象者株式を追加的に買い付けていく意向です。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東証一部及び名証一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、伊藤忠商事は買付予定数の上限を10,880,400株（注）（本書提出日現在において伊藤忠商事が所有する対象者株式と合わせて63,387,696株、所有割合にして50.10%）として本公開買付けを実施致します。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所及び名古屋証券取引所における上場が維持される予定です。

（注） 買付予定数の上限（10,880,400株）は、63,387,696株（これは、対象者第1四半期決算短信に記載された平成30年5月31日現在の発行済株式総数（126,712,313株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（179,570株）を控除した株式数（126,532,743株）に対して、50.10%に相当する数です。）から、本書提出日現在、伊藤忠商事が所有する対象者株式の数（52,507,296株）を控除した株式数としております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成30年7月17日（火曜日）から平成30年8月16日（木曜日）まで（23営業日）
公告日	平成30年7月17日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成30年8月27日（月曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 伊藤忠リテールインベストメント合同会社
東京都港区北青山二丁目5番1号
(03) 3497 - 4876
職務執行者 細見 研介
確認受付時間 平日9時から17時15分まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金11,000円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>伊藤忠商事は、平成30年3月の段階で、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関として、伊藤忠商事のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。</p> <p>野村證券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、伊藤忠商事は、野村證券から平成30年4月19日に本買付者側株式価値算定書を取得致しました。なお、野村證券は、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、伊藤忠商事は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>野村證券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 : 7,723円～10,020円 類似会社比較法 : 3,029円～11,084円 DCF法 : 6,704円～13,876円</p> <p>市場株価平均法では、平成30年4月18日を基準日として、東証一部における対象者株式の基準日終値10,020円、直近5営業日の終値単純平均値9,508円、直近1ヶ月間の終値単純平均値9,013円、直近3ヶ月間の終値単純平均値8,216円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値7,723円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を7,723円から10,020円までと分析しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、3,029円から11,084円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者から提供され伊藤忠商事が確認した平成31年2月期から平成33年2月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成31年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を6,704円から13,876円までと分析しております。</p> <p>伊藤忠商事は、本買付者側株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成30年4月19日、本公開買付価格を11,000円とすることを決定致しました。その後、伊藤忠商事は、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことを確認し、平成30年7月13日、本公開買付価格を変更しないことを決定しております。</p>

	<p>なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成30年7月13日の対象者株式の東証一部における終値11,070円に対して0.63%をディスカウントした金額であるものの、本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年4月18日の東証一部における対象者株式の終値10,020円に対して9.78%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値9,013円に対して22.05%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値8,216円に対して33.89%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値7,723円に対して42.43%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。</p> <p>なお、伊藤忠商事は、平成30年2月7日から4月19日に対象者株式3,879,600株を1株7,080円～10,000円で市場取得しており、当該取得価格は本公開買付価格より1,000円～3,920円低い金額となりますが、これは市場での取引であるため、プレミアムが付された本公開買付価格とは異なっております。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>伊藤忠商事は、その連結子会社であったファミリーコーポレーションが、平成10年2月に旧・ファミリーマートの株式を取得して旧・ファミリーマートの筆頭株主となり、旧・ファミリーマートが伊藤忠商事の持分法適用関連会社となって以来、さまざまな分野で旧・ファミリーマート(本経営統合後においては対象者を指します。)との取り組みを推進してきました。しかし、近年、我が国の小売業界においては、総人口の減少による市場規模の縮小や、Eコマースの市場規模の拡大を含めた業態を超えた競争環境の激化等、厳しい経営環境が続いております。</p> <p>そのような環境下、伊藤忠商事は、対象者の持続的な成長を実現するためには、対象者の商品開発力の強化、円滑な物流システムの構築や更なる商流の合理化等、経営の高度化を実現することにより、対象者の事業基盤をより一層強化することが不可欠であるとの認識を有しております。そして、平成30年2月下旬には、上記のような目標を達成するためには、現在の持分法適用関連会社としての関係に基づく個別的なサポートを超えて、対象者を伊藤忠商事の連結子会社とした上で、より強固かつ一体的な関係を構築し、両者の経営資源やノウハウをより緊密に相互補完し、有効活用することが必要であるとの判断に至ったことから、平成30年2月下旬に、対象者に対し、両者の連携強化のための公開買付けによる連結子会社化の検討を打診致しました。</p> <p>伊藤忠商事から対象者に対してかかる検討を打診したことを契機として、同月下旬、伊藤忠商事は、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関としてSMB C日興証券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、本公開買付けに係る協議・交渉を行う体制を構築しました。</p>

その後、伊藤忠商事は、平成30年3月下旬から同年4月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、平成30年4月上旬には、伊藤忠商事及び対象者は、伊藤忠商事が対象者を連結子会社とすることによって、対象者の成長力と収益力の更なる強化により一体となって取り組み、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることが可能となるのみならず、伊藤忠商事グループの事業領域である生活消費関連における従来型のバリューチェーンに変革をもたらすことができる可能性があることから、伊藤忠商事グループの企業価値向上をも図ることが可能であるとの認識を共有するに至りました。その後、平成30年4月5日に、伊藤忠商事は、対象者に対して、本公開買付価格を11,000円とすることを含む本公開買付けの条件の概要について提案を行いました。そして、平成30年4月19日開催の伊藤忠商事の取締役会において、対象者の連結子会社化を目的とした本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格を11,000円とすることについて決定致しました。

() 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

伊藤忠商事は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。

() 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 7,723円 ~ 10,020円
類似会社比較法	: 3,029円 ~ 11,084円
DCF法	: 6,704円 ~ 13,876円

() 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

伊藤忠商事は、本買付者側株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成30年4月19日開催の取締役会において、本公開買付価格を11,000円とすることを決定致しました。詳細は、上記「算定の基礎」をご参照ください。その後、伊藤忠商事は、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことを確認し、平成30年7月13日、本公開買付価格を変更しないことを決定しております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,880,400 (株)	(株)	10,880,400 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,880,400株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が、買付予定数の上限(10,880,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

知」といいます。) 、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされており(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成30年6月7日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されています。本株式取得に関しては、公開買付者は、公正取引委員会から平成30年6月21日付で、30日の禁止期間を14日に短縮する旨の通知を受領したため、同日の経過をもって禁止期間は終了しております。また、本株式取得に関しては、公開買付者は、公正取引委員会から平成30年6月21日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領しており、同日をもって措置期間は終了しております。

中国独占禁止法

伊藤忠商事は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国国家市場監督管理総局(以下「中国競争当局」といいます。)に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国競争当局は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査(以下「詳細審査」といいます。)を行うかの決定を行います。中国競争当局が詳細審査を行う旨を決定した場合は、その日から90日以内の審査期間(但し、当該審査期間は最長60日延長される場合があります。)内に中国競争当局が本株式取得を承認したとき、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

なお、本株式取得についての事前届出は、平成30年4月23日(現地時間)付で中国競争当局に提出され平成30年5月17日(現地時間)付で受理されています。審査の結果、平成30年7月4日(現地時間)付で、中国競争当局から本株式取得を承認する文書が発出されました。伊藤忠商事は、平成30年7月9日に当該文書を受領し、同日付で本株式取得が承認されたことを確認しております。

台湾2002年公平交易法

伊藤忠商事は、台湾の2002年公平交易法(その後の改正を含みます。)に基づき、台湾公平交易委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。台湾公平交易委員会が本株式取得に対する審査権限を行使することを決定した場合には、当該届出が受理された日から一定の待機期間(原則30日ですが、60日まで延長される場合もあります。)内に台湾公平交易委員会が本株式取得の禁止等の措置をとらなければ、公開買付者は、上記待機期間が満了した後に本株式取得を実行することができます。また、台湾公平交易委員会が本株式取得に対する審査権限を行使しないことを決定した場合には、その決定の後に本株式取得を実行することが出来ます。

本株式取得についての事前届出は、平成30年4月27日(現地時間)付で台湾公平交易委員会に提出され、同日付で受理されています。その後、平成30年5月30日(現地時間)付で、台湾公平交易委員会から本株式取得に対する審査権限を行使しないことを決定する文書が発出され、伊藤忠商事は、同日付で当該通知を受領し、本件株式取得が承認されたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付(現地時間)	許可等の番号
日本	公正取引委員会	平成30年6月21日(排除排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第440号(排除排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知の番号)
中国	中華人民共和国 国家市場監督管理総局	平成30年7月4日	反壟断審査函[2018]第10号
台湾	台湾公平交易委員会	平成30年5月30日	公服字第1071260362号

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrader.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1]マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2]本人確認書類が必要です。

[1]マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれかが1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード	[A] のいずれか 1 点、又は [B] のうち 2 点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A] 又は [B] のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の 1 点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から 6 ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

本人確認書類（原本・コピー）は、以下 2 点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座
名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねる
ことができます（同じものを 2 枚以上提出いただく必要はありません。）。

・法人の場合

登記簿謄本、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。若しくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。

・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	119,684,400,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	200,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	119,889,400,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(10,880,400株)に本公開買付価格(11,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計(b)			

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
平成30年6月	商号を伊藤忠リテールインベストメント合同会社とし、本店所在地を東京都港区北青山二丁目5番1号、資本金を100万円とする合同会社として設立。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

次の事業を営むことを目的としております。

1. 小売流通ビジネスに対する投融資
2. 前号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有すること等を主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成30年7月17日現在

資本金の額	発行済株式の総数
1,000,000円	-

【大株主】

平成30年7月17日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号	-	-
計	-	-	-

(注1) 公開買付者は合同会社ですが、社員は上記1社のみであり、その持分割合は100.00%です。

(注2) 公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達の方法」に記載のとおり、伊藤忠商事から20,000,000千円を上限とした出資を受ける予定です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成30年7月17日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
職務執行者		細見 研介	昭和37年12月31日	昭和61年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社ブランドマーケティング事業 部ブランドマーケティング第七課 長 平成22年4月 同社ブランドマーケティング第三 部長 平成26年4月 同社ブランドマーケティング第二 部門長 平成27年7月 同社CP・CITIC戦略室長代行 平成29年4月 同社執行役員食品流通部門長(現 任) 平成29年6月 公開買付者職務執行者(現任)	-
計					-

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成30年6月1日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成30年7月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	525,072(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	525,072		
所有株券等の合計数	525,072		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成30年7月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成30年7月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	525,072(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	525,072		
所有株券等の合計数	525,072		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成30年7月17日現在)

氏名又は名称	伊藤忠商事株式会社
住所又は所在地	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号
職業又は事業の内容	総合商社
連絡先	連絡者 伊藤忠商事株式会社 法務部 連絡場所 大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号 電話番号 03 - 3497 - 4075
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

伊藤忠商事株式会社

(平成30年7月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	525,072 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	525,072		
所有株券等の合計数	525,072		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

本公開買付けへの賛同表明

対象者開示によれば、対象者は、平成30年4月19日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、日本及び海外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しており、待機期間がある場合にはこれを経過していること、並びに対象者が本公開買付けに関して平成30年4月18日付対象者株式価値算定書のほかに、平成30年4月19日付対象者開示「伊藤忠商事株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の公表後において取得する対象者株式の株式価値に係る算定書又は評価書があれば、当該算定書又は評価書の内容に照らして本公開買付け価格が合理的であることを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付け価格がS M B C日興証券より取得した平成30年4月18日付対象者株式価値算定書における市場株価法による評価額レンジの上限値を上回り、かつD C F法による評価額レンジの範囲内にあること及び本公開買付け価格は本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年4月18日の東証一部における対象者株式の終値10,020円に対して9.78%のプレミアムが付された価格であることを勧告すれば、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と伊藤忠商事は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行う予定としたとのことです。

そして、今般、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること（詳細は、対象者開示及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）、及び平成30年4月19日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成30年7月13日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

対象者の取締役会の意思決定過程については、対象者開示及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高株価	8,170	8,200	8,990	10,660	12,440	12,670	11,700
最低株価	7,130	6,960	7,770	8,840	10,600	11,180	10,980

(注) 平成30年7月については、7月13日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日) 平成29年5月29日関東財務局長に提出

事業年度 第37期(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日) 平成30年5月25日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第38期第1四半期(自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日) 平成30年7月13日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記の第36期有価証券報告書の訂正報告書)を平成30年2月27日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社

(東京都豊島区東池袋三丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 平成31年2月期第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)

対象者は、平成30年7月12日に平成31年2月期第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該四半期決算短信は、法第193条の2第1項の規定に基づく監査手続の対象外です。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者及び伊藤忠商事はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	平成31年2月期第1四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日至平成30年5月31日)
営業収益	316,578百万円
売上原価	142,836百万円
営業総利益	173,742百万円
販売費及び一般管理費	153,396百万円
持分法による投資損益	444百万円
その他の収益	5,810百万円
その他の費用	5,540百万円
金融収益	613百万円
金融費用	822百万円
税引前四半期利益	20,851百万円
法人所得税費用	3,652百万円
四半期利益	17,200百万円

四半期利益の帰属

親会社の所有者	13,705百万円
非支配持分	3,495百万円
四半期利益	17,200百万円

1株当たりの状況

会計期間	平成31年2月期第1四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日至平成30年5月31日)
基本的1株当たり四半期利益	108.31円
1株当たり配当額	-円